

久留米市生活困窮者就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業及び被保護者
就労準備支援事業の一体的実施事業 公募型プロポーザル説明会時の【質問と回答】

1 質問者：A社 様

質問内容
○生活困窮者・被保護者就労準備支援事業の仕様書内容について ①仕様書4ページに記載の「体験利用の実施」に関する取扱い
ア_本事業の利用決定前に事業利用を希望する場合、利用決定前に体験利用期間を設定し支援を行うことができるとあるが、プログラムを体験する際の保険加入は必要か
イ_本事業の利用決定前に事業利用を希望する場合、利用決定前に体験利用期間を設定し支援を行うことができるとあるが、体験利用の際の個人情報の取扱いはどうなるか、個人情報の取得は可能か
○被保護者就労支援事業の仕様書内容について ②仕様書6ページ被保護者就労支援事業①カ／仕様書（別添3）2ページ「個別の求職先開拓」に関する取扱い
ア_別添3の「久留米市被保護者就労支援事業実施要領第7条（2）」には、対象者の希望や特性に合った事業者等を紹介できるよう受託者において求職先を開拓すること、とあるが、この行為は無料職業紹介にあたるものなのか、職業を斡旋するなら無料職業紹介事業の許可等を受ける必要があるが、受託者にどこまでを求めている内容なのか、情報提供だけでも良いということであれば、職業斡旋までを提案することも可能か
回答 *説明会時には別途回答すると回答
①_ア 仕様書では保険加入については特に記載していませんが、体験するプログラムの内容により、保険加入が必要と判断される場合には保険加入をお願いいたします。
①_イ 体験利用時の利用者の個人情報については、生活困窮者の自立相談支援機関から提供される情報により対応をお願いいたします。ただし、体験利用前に個人情報を取得する必要があると判断される場合には、任意様式にて体験利用者本人の同意を取るようお願いいたします。
②_ア 本事業では無料職業紹介を行うことまでは求めないこととします。ただし、受託者が無料職業紹介を行うことも可能とし、その際は職業安定法に基づく無料職業紹介事業の許可を受けることが必要となるため留意願います。また、企画提案書の中で提案することは可能です。

久留米市生活困窮者就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業及び被保護者
就労準備支援事業の一体的実施事業 公募型プロポーザル説明会時の【質問と回答】

2 質問者：B社 様

質問内容
○生活困窮者・被保護者就労準備支援事業の仕様書内容について
①仕様書1～2ページの「履行場所の確保」に関する取扱い
ア_履行場所は固定ではなく、年度中途等で場所変更になっても良いか
②「事業運営に係る経費」について
ア_仕様書の10 事業運営に係る経費に記載はないが、就労体験時の交通費支給も事業運営経費の対象となるか
回答
①_ア
履行場所が年度中途で変更になることも可としますが、履行場所が変更となる場合は、事前に事業利用者と調整をお願いします。
②_ア
説明会時には、交通費も経費対象とすると回答しておりました。 ただし、厚生労働省からは、就労準備支援事業における就労体験先への交通費を支給する仕組みを創設するとの情報は届いているが、その支給方法等の具体的な仕組みに関する通知は届いていない状況です。 よって、生活困窮者の就労体験交通費は事業運営経費の対象として見積書を作成していただきますが、最終的な支給方法等は委託契約時に調整させていただきます。